

## 糖尿病性腎症患者の重症化予防事業保健指導業務実施要領

平成 31 年 2 月 19 日

全国健康保険協会岡山支部（以下、「協会けんぽ岡山支部」という。）が実施する糖尿病性腎症患者の重症化予防事業保健指導業務（以下、「保健指導業務」という。）については、腎機能低下の遅延及び人工透析導入の予防、または導入時期を遅らせることを目的とし、実施要領を次のとおりとする。

## 1 業務の概要

保健指導業務については、本事業受診勧奨業務実施要領に基づき健診機関が実施する受診勧奨業務（以下、「受診勧奨業務」という。）により糖尿病専門医を受診した患者を対象に、糖尿病看護認定看護師あるいは糖尿病療養指導士の資格を有する看護師が在籍する医療機関（以下、「医療機関」という。）に重症化予防に係る保健指導業務を委託し、実施する。

## 2 保健指導の対象者

健診機関が受診勧奨業務実施要領に基づき、医療機関へ紹介した患者を対象とする。

## 3 保健指導の実施方法等

(1) 医療機関は、岡山県糖尿病医療連携体制のもと総合医と連携した治療を継続可能にするため、専門医の診療と並行して、糖尿病看護認定看護師あるいは糖尿病療養指導士の資格を有する看護師が 6 か月程度の保健指導を実施する。

なお、医療機関の糖尿病医療チームとして専門医に代わり総合医が担当となる場合は、患者の状態によっては、治療方針を専門医に相談するなど、糖尿病看護認定看護師あるいは糖尿病療養指導士の資格を有する看護師がコーディネーターとしてチーム内の調整を図ることとする。

(2) 保健指導を実施後、治療や保健指導の結果で状態が安定し、総合医を受診した結果の確認をもって、実施結果報告書等（別添様式 1～3）を作成し、その確認書類の写し等を添付のうえ、協会けんぽ岡山支部に報告する。

(3) 保健指導開始から 1 年程度を経過後、治療が中断されることなく継続できているかなどのフォローアップを実施する。フォローアップを実施後、実施結果報告書等（別添様式 1～3）を作成し、協会けんぽ岡山支部に報告する。

(4) 保健指導については、本事業における保健指導プログラムに示されている実施方法等に沿って実施する。

## 4 保健指導料単価

「3 保健指導の実施方法等」の（2）においては 1 件当たり 37,000 円（税別上限、諸経費消費税等を含む。）とし、同じく（3）においては、1 件当たり 7,000 円（税別上限、諸経費消費税等を含む。）とする。

支払方法については、「8 保健指導料の請求及び支払方法」のとおりとする。

## 5 履行場所 医療機関

## 6 保健指導料の負担

対象者から保健指導料としての自己負担は徴収せず、協会けんぽ岡山支部が全ての保健指導料を負担するものとする。

ただし、医療機関における治療などの診療行為については、対象者本人に自己負担が別途、発生する旨を説明した上で、治療を開始する。

また、3の(2)の総合医を受診したことを確認するため、紹介状の返送などにかかる費用は、紹介状を発出した医療機関が負担すること。

## 7 資格確認

医療機関が保健指導を実施する際には、保険証により「2 保健指導の対象者」で定める対象者が、全国健康保険協会の被保険者であることを確認することを必須とする。資格確認を行わずに実施した対象者が無資格者であった場合は、医療機関の責任・負担とし、医療機関からの請求額は支払わないこととする。ただし、治療を中止したり、保健指導プログラムの使用を禁止するものではない。

なお、保健指導時には毎回、対象者の保険証により、保険加入者である資格を十分に確認の上、保健指導を実施するものとする。

## 8 保健指導料の請求及び支払方法

(1) 医療機関は、「3 保健指導の実施方法等」に基づく1か月分(当該月の1日から末日まで)の実施結果報告書等(別添様式1～3)と「9 受診結果の確認方法」の総合医を受診した領収書の写しや地域連携クリティカルパスの連絡票を添付の上、実施結果報告書の対象月の翌月20日までに協会けんぽ岡山支部へ送付し、保健指導料を請求する。

(2) 協会けんぽ岡山支部は、請求のあった保健指導料について、実施結果報告書等(別添様式1～3)を確認の上、適切な請求書を受理してから30日以内に医療機関へ保健指導料を支払うものとする。

(3) 支払方法は、次のとおりとする。

① 「3 保健指導の実施方法等(2)」の結果に対しては、6か月程度の保健指導実施後における総合医受診を確認後に保健指導料単価の37,000円(税別上限)を支払うものとする。

② 「3 保健指導の実施方法等(3)」の結果に対しては、初回指導から1年程度を経過後に実施するフォローアップ後に7,000円(税別上限)を支払うものとする。

(4) 保健指導料の請求に当たり、糖尿病透析予防指導管理料については、本事業と同主旨の指導が行われることから、当該管理料が算定される場合には保健指導料は請求の対象外であるものとする。また、生活習慣病指導管理料等については、専門医で

ある主治医に治療内容、治療方針等を確認し、保険診療と保健指導が重複しないよう留意の上、保健指導料の請求対象内である場合には保健指導料を請求できるものとする。

#### 9 受診結果の確認方法

保健指導料の請求条件となる「3 保健指導の実施方法等」に記載している結果確認については、医療機関において対象者が総合医を受診した領収書の写しや地域連携クリティカルパスの連絡票、紹介状の返送等をもって確認するものとする。

#### 10 委託業務の実施期間

契約締結日～2020年3月31日（請求に係る業務については、この限りではない。）

また、あらかじめ契約の自動更新に関して必要な条項を記載した契約書を取り交わしている場合は、契約終了の時から契約期間を1箇年として、自動的に契約を更新することができるものとする。

#### 11 その他

全国健康保険協会の予算は厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可が受けられない場合は契約できない場合がある。

#### 12 協議

本事業の実施に当たり、実施内容等疑義が生じた場合は、協会けんぽ岡山支部と医療機関が協議の上、実施内容を決定するものとする。